

(別紙)

「(仮称) 串間南部風力発電所」の環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見

令和3年7月8日

宮 崎 県

1 総括的事項

- (1) 事業実施区域及びその周辺では、本事業を含めて4件の風力発電事業が稼働中または計画中であるため、渡り鳥等の飛行ルートへの影響や騒音・低周波音に関しては、事業者間の情報交換に努めながら、可能な限り他事業の風力発電機の配置等も考慮に入れて調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 資材等の搬出入路に関しては、現時点で複数案が検討され未決定であることから、それぞれのルート案について環境影響の調査、予測及び評価を行い、道路拡幅等による影響が極力回避・低減されるようなルート選定及び環境保全措置の検討を行うこと。
また、調査に際しては、ルートによって沿線の住宅等との距離が近い箇所が見られるため、必要に応じ大気質等の調査項目も併せて採用するとともに、適宜、住民への説明を行うこと。
- (3) 今後の調査の過程で、重要な動植物の生息・生育が確認されるなど、新たに重大な事実が判明した場合は、専門家の意見を聴いた上で、必要に応じ調査項目・手法の見直しや追加を行い、適切に調査、予測及び評価をすること。

2 個別的事項

- (1) 水環境について
 - ア 工事中の雨水排水対策（濁水）に関しては、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた沈砂池の設計とすること。
- (2) 動物・植物・生態系について
 - ア 猛禽類の移動経路は風向、天候、障害物、外敵等により大きく変化することがあるため、十分な頻度で調査すること。
 - イ 鳥類の調査手法については、任意観察調査及びスポットセンサス調査に加えて、ルートセンサス調査を原則、併用すること。
 - ウ 植林地内であっても、沢沿いは植物や小動物の重要種が生育・生息している可能性があるため、調査地点に含めること。